

簡易評価型プロポーザル実施要領

1 業務名称

長岡市陸上競技場スタンド改修事業に係るサウンディング型市場調査等業務

2 実施目的

長岡市陸上競技場は、各種陸上競技大会や記録会をはじめ、市内外を問わず利用される広域的なスポーツ交流の拠点である。しかしながら、メインスタンドは築 45 年が経過し、老朽化が著しく進行していることから、利用者の安全確保に向けた改修が必要となっている。また、天候の影響を受けずに利用できる屋内走路の整備など、施設機能の充実及び利便性の向上が求められている。

このことから、本市ではメインスタンド改修に向けた基本構想（案）の策定を進めている。

本業務は、民間事業者等を対象としたサウンディング型市場調査を実施し、本改修事業の市場性や民間活力導入の可能性について意見を把握するとともに、調査結果を基本構想（案）に適切に反映させることにより、その実現性を高めることを目的とするものである。

3 本プロポーザル関係書類

本プロポーザルに係る関係書類は以下によるものとする。

(1) 簡易評価型プロポーザル実施要領（本書）

(2) 仕様書

(3) 様式

- ・ 様式 1 「簡易評価型プロポーザル参加表明書兼誓約書」
- ・ 様式 2 「誓約書」
- ・ 様式 3 「会社概要」
- ・ 様式 4 「協力事業者の名称等」
- ・ 様式 5 「簡易評価型プロポーザルに関する質問書」
- ・ 様式 6 「プロポーザル参加辞退届」
- ・ 様式 7 「提案書表紙」
- ・ 様式 8 「提案見積書」

4 参加資格要件

本プロポーザルの参加者（以下「参加者」という。）又は協力事業者は、次に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) その役員に次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

(3) この公告の日から本業務委託契約締結の日まで、本市から入札参加資格に係る指名停止を受けていないこと。

- (4) この公告の日以降に、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) この公告の日以降に、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

5 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当する場合は無効、失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさないことが判明した場合。
- (2) 契約締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合。
- (3) 提案見積額が提案上限額を超えている場合。
- (4) 提案書等に虚偽の内容が記載されていると認められた場合。
- (5) 本プロポーザルの審査又は本業務委託契約等に影響を与える工作等、不正な行為があったと認められた場合。

6 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 19 日まで

7 提案上限額

5, 470, 000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 上記上限額には、本業務の実施に必要なすべての経費を含むものとする。

※ この金額は契約予定額を示すものではない。

※ 契約額（消費税及び地方消費税を含む。）は、この金額を超えてはならない。

8 選考方法

簡易評価型プロポーザル方式により選考する。

9 スケジュール

項目	日程
公告	令和 8 年 9 月 3 日（木）
参加表明書提出期限	令和 8 年 9 月 10 日（木）
質問書の提出期限	令和 8 年 9 月 11 日（金）
質問に対する回答期限	令和 8 年 9 月 18 日（金）
提案書の提出期限	令和 8 年 9 月 30 日（水）
プレゼンテーション審査	令和 8 年 10 月 6 日（火）
選定結果の通知	令和 8 年 10 月 12 日（月）
委託業務の契約締結	令和 8 年 10 月中旬

10 プロポーザルへの参加

本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下により必要書類を提出すること。

提出書類	・様式1「簡易評価型プロポーザル参加表明書兼誓約書」(1部) ・様式2「誓約書」(1部)※ ※ 本市の入札参加資格名簿に登録されている場合は提出不要
提出方法	持参又は郵送(配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと)。 ※ 郵送の場合は、必ず電話で郵送した旨を連絡すること。
提出先	長岡市市民協働推進部スポーツ振興課 住所：〒940-0084 長岡市幸町2丁目1番1号 さいわいプラザ3階 電話：0258-32-6117 電子メール：sports@city.nagaoka.lg.jp
提出可能時間	平日午前8時30分から午後5時まで(持参の場合)
提出期限	令和8年9月10日(木)午後5時まで(必着)

11 質問書の受付及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、以下により質問することができる。

なお、提出期限までに到着しなかった質問及び指定の提出方法以外での質問については、いかなる場合であっても回答しない。

提出書類	様式5「簡易評価型プロポーザルに関する質問書」
提出方法	電子メールで提出すること。 ※ 電子メール以外の方法による質問は受け付けない。 ※ 電子メール送信後、提出先に電話で受信を確認すること。
提出先	10「参加表明書」の提出先と同じ
受付期限	令和8年9月11日(金)午後5時まで
質問の回答	参加表明書提出者全員に、令和8年9月18日(金)までに質問者名を伏して電子メールにより回答書を送付する。

12 参加表明書提出後の辞退について

参加表明書提出後にプロポーザル参加を辞退する者は、以下により必要書類を提出すること。

提出書類	様式6「プロポーザル参加辞退届」
提出方法	電子メール ※ 電子メール送信後、提出先に電話で受信を確認すること。
提出先	10「参加表明書」の提出先と同じ
提出期限	令和8年9月30日(水)午後5時まで(必着)

13 提案書の提出

参加表明書を提出した者は、次のとおり提案書を提出すること。

(1) 提出書類

ア 提案書は次に掲げる書類で構成すること。

提出物	提出部数
様式7 提案書表紙	正本1部 副本6部
様式任意 提案書（A4判、20ページ以内） ・別紙「仕様書」を熟読の上、下記内容を含む提案書を作成すること ア 過去の実績 ・過去5年度（令和3年4月1日～令和8年3月31日）又は現在受注しているスポーツ施設又は公共施設に係る類似業務の実績 イ 本業務への取組体制 ・主担当者及び従事者の氏名及び業務経歴、経験年数等 ・協力事業者（再委託先を含む）がいる場合は記載すること（協力事業者の業務内容等の詳細については様式4に記載すること） ウ 取組方針と実施手法 ・別紙「業務仕様書」を踏まえた上で、具体的な取組方針や実施手法について、イメージできるように提案すること。また、市と提案者の役割を明確にすること。 エ 業務スケジュール ・令和8年10月中旬から令和9年3月19日までの工程を記載すること	
様式3 会社概要	
様式4 協力事業者の名称等 ※ 該当事業者がいない場合は提出不要	

イ 提案見積書

提出物	提出部数
様式8 提案見積書	正本1部

ウ 電子データ

上記アの電子データを、電子メールで提出すること（提出先は10「参加表明書」の提出先と同じ）。なお、電子データのファイル形式は、特に指定がある場合を除き、PDF フォーマット形式とすること。

(2) 提出方法

提出方法	持参又は郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと。） ※郵送の場合は、必ず電話で郵送した旨を連絡すること。
提出先	10「参加表明書」の提出先と同じ
提出可能時間	平日の午前8時30分から午後5時まで（持参の場合）
提出期限	令和8年9月30日（水）午後5時まで（必着）

14 提案書及び各種書類の作成方法及び留意事項

(1) 全般

- ア 提案書及び関係書類は 13 (1) アに記載の順番に並べ、インデックスラベルを付し、簡易製本（A4 サイズ、左綴じ、縦横不問）すること。
- イ 使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもので、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- ウ 使用する様式は、別に定めのある場合を除き、規定の様式を使用すること。

(2) 様式 7 「提案書表紙」

- 必要事項を記載すること。

(3) 様式任意「提案書」

- ア 13 (1) アに記載の内容に基づいて、具体的に記載すること。
- イ 用紙は A4 版（縦横不問）とし、横書き（左綴じ）片面印刷とすること。ただし、図表等の表現の都合上、用紙の方向を一部変更したり、記述方向を一部縦としたりすることは差し支えない。
- ウ ページ数は 20 ページ以内とし、ページ番号を各ページの下部中央に、目次を除いた部分を通し番号とすること。A3 サイズについては 2 ページカウントとする。なお、表紙及び目次は枚数に含めない。
- エ 文字のポイントは、原則として 10.5 ポイント以上とし、見やすさ、分かりやすさを心がけること。
- オ 提案に記載する内容は、全て本業務における実施義務事項として参加者が提示するものであることに留意すること。なお、実施義務事項でなく、参考として記載が必要な場合には、【参考】と明示し、記載する用紙を分けるなど、混同する可能性を排除すること。

(4) 様式 3 「会社概要」

- 提案者の会社概要を記載すること。

(5) 様式 4 「協力事業者の名称等」

- 業務の一部を再委託する場合には、協力事業者の名称、再委託する理由及び内容等を記載すること。

15 提案見積書の作成方法及び留意事項

- (1) 提案見積書は封筒に入れて封緘して提出すること。
- (2) 提案見積書には消費税及び地方消費税は含まない額を記載すること。
- (3) 本プロポーザルにかかる「3 本プロポーザル関係書類」に記載されている一切の業務に関する費用を記載すること。

16 提案書等の提案条件及び留意事項

- (1) 提案書等を提出した者は、「3 本プロポーザル関係書類」に記載されている一切の記載内容に同意したものとみなす。
- (2) 参加者は、実施要領等の内容や決定事項について、不明確、錯誤等による異議の申立てを行うことはできない。
- (3) 提案書等について、提出方法、提出先及び提出期限に適合しなかった場合は本プロポ

ーザルに参加できない。ただし、公共交通機関のダイヤの乱れにより、提出期限を過ぎたものは、遅延が参加者に起因するものではなく、かつ公共交通機関が発行する遅延証明書が添付された場合にのみ受け付けることとする。

- (4) 提出期限以降の提案書等の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 提案書等の提出は、1 参加者あたり 1 提案のみとする。
- (6) 提案書に記載した本業務に携わる従事者等は、病休、死亡、退職等の特別な場合を除き、変更できない。
- (7) 提案書等が次のいずれかに該当する場合は、無効とする場合がある。
 - ア 提案書等の作成要領の定められた内容及び様式に適合しないもの
 - イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - ウ 虚偽の内容が記載されているもの
- (8) 提案書等に記載された項目については、原則として契約時の仕様に反映する。
- (9) 提案書等に記載された内容は、受託後に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。
- (10) 提出された提案書等の内容について、本市より補足説明を求める場合がある。その場合には、速やかに回答すること。

17 プレゼンテーションの実施

提案書の内容を確認するため、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

- (1) 日程（予定）
 - 令和 8 年 1 0 月 6 日（火）
- (2) 会場
 - 調整中（提案書等を提出した全参加者へ後日連絡）
- (3) 実施方法
 - ア 開始前準備… 3 分
 - イ プレゼンテーション… 15 分
 - ウ 質疑応答… 10 分
 - エ 審査終了後片付け作業… 2 分

※ 各設定時間を経過した時点でプレゼンテーションが終了していない場合でも、その時点で終了すること。
- (4) その他
 - ア プレゼンテーションの出席者は 3 名までとし、プレゼンターは、本業務の**主担当者**とする。
 - イ プレゼンテーションの時間等の詳細は、プロポーザル参加表明書の提出により参加事業者が確定後、別途通知する。プレゼンテーションの順は、申込み順とする。
 - ウ プレゼンテーション会場内に設置するモニター（HDMI 端子対応）及び HDMI ケーブルは使用可能とする。ただし、投影データを保存したパソコン等の機器は、参加者が各自で用意すること。
 - エ 既に提出された提案書等の差し替え、追加は認めない。誤字脱字等がある場合には、プレゼンテーション時に説明すること。ただし、提出済みの提案内容を補足説明するため、当該提案内容の範囲内でモニター等で追加情報を提示することは可能とす

る。

18 最優秀者の選定

別紙「簡易評価型プロポーザル提案書評価要領（長岡市陸上競技場スタンド改修事業に係るサウンディング型市場調査等業務）」のとおり

19 選考結果通知

- （１）選考結果は、参加者全員に通知する。
- （２）不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して７日以内にその理由の説明を書面で求めることができる。

20 契約

- （１）最優秀者は「優先交渉権者」となり、第１位契約交渉権が与えられる。
 - ア 優先交渉権者は、全ての提案内容と業務の流れを再確認し、本市の承認を得ること。
 - イ 提案書等に虚偽や誤りの記載等が判明した場合、優先交渉権者の都合により提案内容を契約に反映することができないなど協議が整わなかった場合には、次点者に第１位契約交渉権が与えられる。
- （２）契約を予定する額は、提案書に記載された見積金額をもとに、契約に向けた協議の中で決定することとする。

21 その他留意事項

- （１）このプロポーザルの参加に要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- （２）提出された提案書は、辞退した場合を含め返却しない。
- （３）提出された提案書の著作権は、参加した事業者に帰属する。ただし、本市がこのプロポーザルの結果の報告や公表等のために必要となる場合は、提出した事業者の承諾を得た上で、提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- （４）提案書に記載された内容については、原則として、提出後の内容変更を認めない。
- （５）提出された提案書等は、このプロポーザル以外の目的には使用しない。
- （６）このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、長岡市情報公開条例（平成７年長岡市条例33号）に基づき提出書類を公開する場合がある。